

7月1日から受付開始 国民年金保険料免除・納付猶予申請



所得が少ないなど経済的な理由や失業などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免除・納付猶予の制度があります。

平成28年度(28年7月分～29年6月分)の申請受付は7月1日からです。

申請免除	納付猶予
所得に応じて、保険料の全額または一部が免除 【所得審査対象】本人・配偶者・世帯主	所得に応じて、保険料の全額の納付が猶予。対象は平成27年度分までの申請は30歳未満、28年度からは50歳未満 【所得審査対象】本人・配偶者

※所得制限等一定の要件あり

※免除等された期間の将来受給する年金は、定額納付した場合に比べて減額されます

※学生は、学生納付特例申請のみ可能(要学生証)

※過去2年以内は遡(さかのぼ)って免除等申請が可能

免除等申請に必要なもの

▷年金手帳 ▷認め印

※退職の場合は、離職の事実を証明できる公的機関の証明書(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など)

※免除等申請は医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで受付

■20歳前傷病による障害基礎年金等の受給者は 7月中に所得状況届の提出が必要です

対象者には、7月初旬に日本年金機構より所得状況届(診断書の提出が必要な人には診断書)等が送付されます。

7月31日までに医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションに提出してください。西宮市国民年金担当(〒662-8567六湛寺町10-3…医療年金課)宛ての郵送も可。

平成28年1月2日以降に転入した人は、28年度所得証明書(転入前の市区町村発行)も併せて提出してください。

■外国人等高齢者・障害者特別給付金

国民年金制度発足時、在日外国人や長期間海外に滞在していた日本人は、国民年金に加入することができませんでした。

市は、このような制度的な理由により老齢基礎年金、障害基礎年金などを受給できない外国人等の高齢者(1926年4月1日以前に出生した人)や障害者(重度・中度)を対象に「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。

平成22年(2010年)度より、障害者特別給付金と老齢・遺族厚生年金等との併給(65歳以上のみ)や高齢者特別給付金と71万2000円未満の公的年金との併給も可能となっています。

問 医療年金課(0798・35・3124)

教育委員会からのお知らせ

小・中学校就学奨励金

市立小・中学校および県立芦屋国際中等教育学校の就学奨励金(平成28年度分)の申請を受け付けています。

対象は経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者です。

申請月からの支給になりますので、申請がまだの人は学校を通じて早めに手続きをしてください。

詳しくは各学校にある申請書または市のホームページ(くらしの情報→教育→奨学金・保護者への助成)をご覧ください。



問 学事課(0798・35・3851)

在日外国人学校就学補助金

在日外国人学校就学補助金の申請を7月1日～9月30日に学事課(教育委員会庁舎1階)で受け付けます。

【補助金額】年額8万5000円

【対象】平成28年7月1日現在、在日外国人学校に在学している13年(2001年)4月2日～22年(2010年)4月1日に出生した在日外国人児童・生徒がいる市内在住の保護者。ただし、27年中の同一生計の家族の総所得金額の合算額が、家族数に応じた基準所得以下の場合に限る

※基準所得…2人家族404万2000円、3人家族496万円、4人家族574万8000円、5人家族711万円など

問 学事課(0798・35・3817)

高校・大学の奨学生募集

平成28年度の高校、大学の奨学生を募集します。申込は所定の願書を6月27日～7月29日に学事課(教育委員会庁舎1階)へ。

願書は同課で配布するほか、市のホームページ(くらしの情報→教育→奨学生・保護者への助成)からダウンロードできます。

❖ 高校奨学生

【対象】高校、高等専門学校(1年～3年)、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、朝鮮高級学校に在学し、保護者が市内在住の人。所得制限あり

【給付額】下表参照

◆高校奨学生の選考基準・給付額

在籍校	所得区分	給付月額 ※返還不要	
		1～3年生	4年生
国公立	①生活保護世帯	対象外	対象外
	②市民税所得割非課税世帯	第1子 600円(注1) 第2子以上(注2)	5500円 対象外
	③基準所得以下の世帯(①②を除く)	5500円	5500円
私立	①生活保護世帯	対象外	5500円
	②市民税所得割非課税世帯	第1子 5400円(注1) 第2子以上(注2)	1万1000円 対象外
	③基準所得以下の世帯(①②を除く)	1万1000円	1万1000円

(注1) 兵庫県の「高校生等奨学給付金」制度等との調整額

(注2) 平成28年度市民税所得割が非課税の世帯で、保護者に扶養されている23歳未満の兄弟がいる第2子以降

❖ 大学奨学生

【対象】高等専門学校(4・5年)、短期大学、大学、大学院に在学し、保護者が市内在住の人。所得制限あり

【貸付額】国公立は月額1万円、私立は月額1万4000円。卒業後10年間で、半年ごとの均等返還。無利子



問 学事課(0798・35・3817)